

# 業 務 概 要

令和6年度（令和5年度実績）

三重県計量検定所

# 目 次

## I 総 説

1 沿 革	1
2 業 務	1～2
3 建 物 等	2～3
4 基準器及び検定(検査)設備	4～6
5 組 織	7
6 歳入と歳出	8～9

## II 業 務

1 計量関係事業	10～12
2 特定計量器の検定	13～14
3 基準器の検査	15
4 特定計量器の定期検査	16～17
5 計量証明用特定計量器の検査	18
6 立入検査	19～21
7 適正計量管理事業所の指定	22
8 普及・指導	23～24

〒514-8567

三重県津市桜橋3丁目446-34

三重県計量検定所

電話 059-223-5071

FAX 059-223-5073

# I 総 説

## 1 沿 革

- 明治 8年 8月 「度量衡取締条例」が太政官布達第 135号として制定されるに伴い、度量衡業務が開始された。これが本県の計量行政の始まりである。
- 明治24年 3月 度量衡法の公布(法律第 3号)
- 明治25年12月 度量衡法施行とともに常置度量衡器検定所として発足、のち三重県度量衡器検定所と改称された。
- 大正 4年10月 三重県度量衡検定所と改称された。
- 大正14年 9月 桑名支所が設置された。
- 昭和12年 5月 旧県庁内に本所庁舎が改築された。
- 昭和20年 7月 強制立退きとなり、検定所を津市内の三重師範学校(現津市役所)に移し、検定用具類は工業試験場その他に疎開したが、いずれも戦災を受け焼失した。戦後まもなく津市栄町 1丁目旧県庁内に復帰した。
- 昭和26年 6月 計量法の公布(法律第 207号)
- 昭和27年 3月 三重県計量検定所と改称された。
- 昭和39年 4月 津市広明町13、県庁舎新築に伴い、本館B階に移転した。
- 昭和42年 8月 桑名支所の業務を本所に統合し、桑名支所は廃止した。
- 昭和58年 3月 津市桜橋 3丁目446-34、三重県津総合庁舎新築に伴い、その敷地内に移転した。
- 平成 4年 5月 新「計量法」公布(法律第51号)
- 平成 5年11月 新「計量法」施行
- 平成 8年12月 公的質量標準供給体制の改革に対応(特級基準分銅、分銅校正用コンパレータ等購入)
- 平成10年 4月 行政機構の見直しにより課制(指導課・業務課)を廃止した。
- 平成12年 4月 「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年7月16日法律第87号)施行に伴い、計量行政事務が機関委任事務から自治事務及び法定受託事務に移行された。  
「三重県手数料条例」の一部改正及び「三重県特定計量器検定手数料等の細目を定める規則」施行
- 平成17年 4月 「三重県特定計量器検定手数料等の細目を定める規則」の一部改正施行
- 平成28年 3月 「三重県特定計量器検定手数料等の細目を定める規則」の一部改正施行
- 平成28年 4月 検定・検査課を設置した。
- 平成30年 3月 「三重県特定計量器検定手数料等の細目を定める規則」の一部改正施行

## 2 業 務

当所は、適正な計量の実施の確保に関する事務を行うため、三重県行政組織規則により設置された行政機関であり、その所管区域は三重県全域であるが、特定市(津市、四日市市)の権限に係るものについては、除外されています。

「計量法」に基づき適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として、次の事業を行っています。

- (1) 使用中の特定計量器の定期検査に関する事。
- (2) 特定計量器の検定及び装置検査に関する事。
- (3) 基準器の検査に関する事。
- (4) 特定計量器の製造、修理及び販売事業の届出に関する事。
- (5) 計量証明事業者の登録及び計量証明検査に関する事。
- (6) 輸出用計量器の届出に関する事。
- (7) 適正計量管理事業所に関する事。
- (8) 指定製造事業者制度に関する事。
- (9) 計量士に関する事。
- (10) 報告の徴収、立入検査等適正な計量の確保に必要な措置に関する事。
- (11) 計量思想の普及及び啓発に関する事。
- (12) 計量関係団体の育成指導に関する事。
- (13) 公的質量標準供給体制に関する事。
- (14) 商品の量目に関する事。

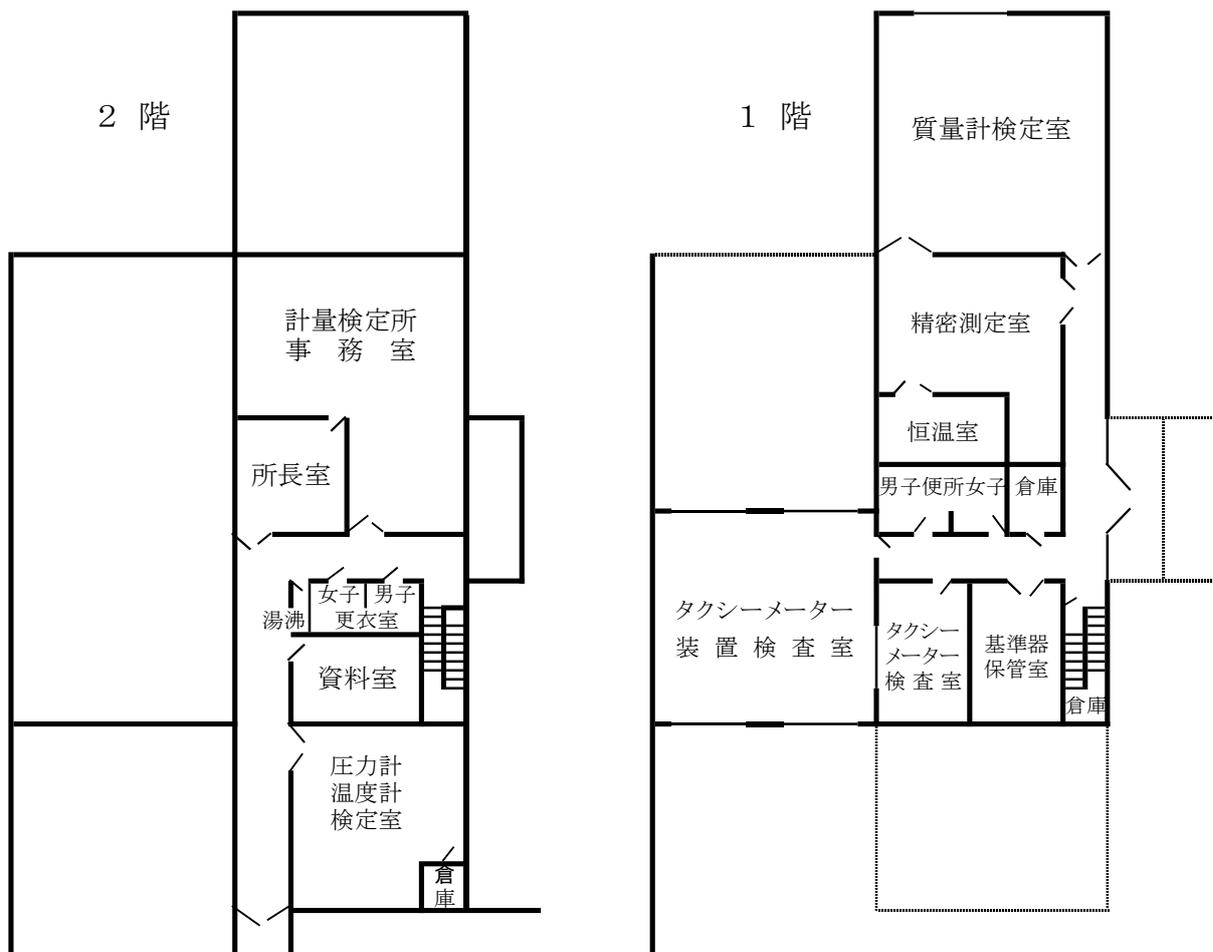
### 3

- (1) 計量思想の普及啓発に関する事

#### (2) 建物等

所在地	津市桜橋 3丁目446-34		
	電話	059-223-5071	
建物	建築面積	570.44㎡	
	延床面積	635.28㎡	
内訳 1F	質量計検定室	104.00	
	精密測定室	43.36	
	恒温室	16.64	
	基準器保管室	22.80	
	タクシーメーター検査室	22.20	
	タクシーメーター装置検査室	93.60	
	倉庫	14.45	
	女子便所	3.52	
	男子便所	5.92	
小計	326.49		
2F	事務室	83.20	
	所長室	20.80	
	湯沸	3.00	
	男子更衣室	4.60	
	女子更衣室	3.20	
	資料室	21.60	
	圧力計、温度計検定室	65.57	
小計	201.97		
合計	528.46		

(3) 平面図



#### 4 基準器及び検定(検査)設備

##### (1) 基準器

(R6.3.31現在)

種 類	型式または能力	個 数
特 級 基 準 分 銅	10kg~500g	5
	20kg~1mg	30
	20kg	1
	200g~1mg	23
1 級 基 準 分 銅	20kg	1
	10kg~1kg	6
	10kg~1kg	5
	1kg~1g	20
	1kg~1g	20
	500mg~1mg	12
	500mg~1mg	12
2 級 基 準 分 銅	20kg~1kg	26
	20kg~10kg	2
	1t~500kg	14
1 級 実 用 基 準 分 銅	20kg~10kg	51
	200g~1mg	23
	2kg~100mg	19
	1kg~1mg	25
	200g~10mg	19
	200g~10mg	19
2 級 実 用 基 準 分 銅	20kg~1kg	38
	20kg~1kg	10
	20kg~1kg	9
	2kg~1g	16
	1kg~10mg	21
基 準 フ ラ ス コ	10L	1
	5L	1
	2L	1

種 類	型式または能力	個 数
基 準 フ ラ ス コ	1L	1
	500mL	1
	200mL	1
	100mL	1
基 準 ビ ュ レ ッ ト	50mL	1
	10mL	1
液 体 メ ー タ ー 用 基 準 タ ン ク	200L	1
	100L	1
	50L	1
	21.0L	1
	19.0L	1
	10.4L	1
	5.1L	1
液 体 タ ン ク 用 基 準 タ ン ク	50L(オーバーフロー式)	1
基 準 ガ ラ ス 製 温 度 計	0℃、34℃～43℃	1
	-20℃～10℃	1
	-2℃～52℃	1
	0℃、31℃～35℃	1
	0℃、30℃～38℃	1
基 準 重 錘 型 圧 力 計	20MPa	1
	5MPa	1
基 準 液 柱 型 圧 力 計	0mmHg～300mmHg	1
基 準 巻 尺	5m	2
	2m	1
タ ク シ ー メ ー タ ー 装 置 検 査 用 基 準 器	矢崎Y-4(410)型	2
	ニシベHRT-1型	2

## (2) 検定・検査設備

(R6.3.31現在)

種 類	型式または能力	個 数
電子台はかり(質量比較器)	1.2t	1
	151kg	1
電子天びん(質量比較器)	41kg	1
	31kg	1
	21kg	1
	5.2kg	2
	220g	2
	6.1g	1
タクシメーター装置検査機	蒼電舎製P1-41型(回転数計)	2
タクシメーター装置検査用ジャッキ		3
走行クレーンホイスト	1.5t	1
温度計検査槽		2
LPG用耐圧シリンダー		1
コンプレッサー		2
自 動 車	日産ADバン	1
	日産キャラバン	1

## 5 組織

当所は、雇用経済部の地域機関で、組織と職員の配置状況は、次のとおりです。(R6.5.1現在)



## 6 歳入と歳出

### (1) 歳入の部

(単位:千円)

年度別 科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		決算額	決算額	決算額	予算額
計量検定費		6,484	9,929	9,035	8,704
財 源 内 訳	県費	△ 1,220	1,050	1,444	1,461
	使用料及び手数料	7,699	8,867	7,568	7,230
	財産収入	0	0	0	0
	諸収入	5	12	23	13
	雑入	5	12	23	13

### (2) 歳出の部

(単位:千円)

年度別 科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		決算額	決算額	決算額	予算額
報酬		1,423	2,792	3,285	1,608
職員手当		296	461	645	593
共済費		263	503	394	154
報償費		160	180	135	215
旅費		428	1,196	836	1,802
需用費		1,695	2,027	1,685	2,114
消耗品費		1,024	1,266	814	1,208
燃料費		154	250	216	418
印刷製本費		195	216	152	248
修繕費		322	295	503	240
役務費		457	479	430	466
通信運搬費		399	376	355	398
手数料		38	69	45	37
自動車損害保険料		19	33	30	30
賠償責任保険料		1	1	0	1
使用料及び賃借料		140	232	249	431
工事請負費		0	0	69	0
備品購入費		1,759	1,956	1,257	1,205
負担金補助及び交付金		55	83	73	94
公課費		16	21	22	22
計		6,692	9,930	9,080	8,704

## (3) 手数料収入状況

(単位:円)

科 目 \ 年 度 別	令和3年度 決 算 額	令和4年度 決 算 額	令和5年度 決 算 額
特 定 計 量 器 検 定 手 数 料	3,086,480	3,258,300	2,642,400
( 燃 料 油 メ ー タ ー )	( 2,501,800)	( 2,829,000)	( 2,279,800)
( 液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー )	( 97,500)	( 32,500)	( 45,500)
( 質 量 計 )	( 203,800)	( 204,800)	( 122,700)
( ア ネ ロ イ ド 型 圧 力 計 )	( 180)	( 0)	( 0)
( ア ネ ロ イ ド 型 血 圧 計 )	( 13,200)	( 12,450)	( 14,400)
( 抵 抗 体 温 計 )	( 270,000)	( 179,550)	( 180,000)
特 定 計 量 器 定 期 検 査 手 数 料	1,853,330	1,969,840	1,912,600
車 両 等 装 置 検 査 手 数 料 ( タ ク シ ー メ ー タ ー 装 置 )	908,850	839,500	852,640
指 定 製 造 業 者 品 質 管 理 方 法 検 査 手 数 料	0	0	0
計 量 器 基 準 器 検 査 手 数 料	1,491,400	2,327,700	1,834,020
計 量 証 明 事 業 登 録 手 数 料	107,600	215,200	53,800
計 量 証 明 事 業 登 録 証 訂 正 等 手 数 料	7,000	8,750	1,750
計 量 証 明 事 業 登 録 簿 謄 本 交 付 手 数 料	770	770	770
計 量 証 明 事 業 登 録 簿 閲 覧 手 数 料	0	0	0
計 量 証 明 検 査 手 数 料	0	0	0
適 正 計 量 管 理 事 業 所 指 定 手 数 料	2,550	0	0
適 正 計 量 管 理 事 業 所 計 量 管 理 検 査 手 数 料	0	0	0
所 在 場 所 検 定 手 数 料	241,900	247,330	270,840
計	7,699,880	8,867,390	7,568,820

## Ⅱ 業 務

### 1 計量関係事業

適正な計量の実施を確保するために、計量関係の事業は登録ならびに届出制度となっています。

特定計量器製造事業は経済産業大臣への届出が、特定計量器修理事業及び特定計量器販売事業は都道府県知事への届出が必要です。

計量証明事業については、都道府県知事の登録が必要です。

本県の計量関係事業者数は、次のとおりです。

#### (1) 事業区分別製造事業者数

事業区分		届出数 (R6.3.31現在)
質量計	第1類	2
	第2類	1
	分銅等	1
その他自動はかり		1
水道メーター	第1類	0
	第2類	0
自動車等給油メーター		4
小型車載燃料油メーター		4
大型車載燃料油メーター		4
定置燃料油メーター等		4
液化石油ガスメーター		1
微流量燃料油メーター		0
排水積算体積計等		0
抵抗体温計		1
圧力計	第1類	1
	第2類	1
血圧計	第1類	1
	第2類	1
計	事業区分別	27
	事業者数	9

#### (2) 事業区分別修理事業者数

事業区分		届出数 (R6.3.31現在)
タクシメーター		6
質量計	第1類	10
	第2類	8
	分銅等	3
	ホッパースケール	3
	充填用自動はかり	3
	コンベヤスケール	3
	自動捕捉式はかり	5
	その他の自動はかり	5
	自重計	14
水道メーター	第1類	0
	第2類	0
自動車等給油メーター		2
小型車載燃料油メーター		2
大型車載燃料油メーター		0
定置燃料油メーター		0
排ガス積算体積計等		1
排水積算体積計等		2
圧力計	第1類	3
	第2類	4
血圧計		2
濃度計	第1類	9
	第2類	9
	第3類	9
計	事業区分別	103
	事業者数	48

## (3) 市郡別特定計量器(質量計)販売事業者数

(R6.3.31現在)

市 郡 名	事 業 者 数	市 郡 名	事 業 者 数
い な べ 市	3	尾 鷲 市	7
桑 名 市	7	熊 野 市	6
四 日 市 市	24	桑 名 郡	0
鈴 鹿 市	12	員 弁 郡	0
亀 山 市	2	三 重 郡	5
津 市	29	多 気 郡	5
松 阪 市	18	度 会 郡	6
伊 勢 市	20	北 牟 婁 郡	4
鳥 羽 市	3	南 牟 婁 郡	6
志 摩 市	11	県 外	84
伊 賀 市	12		
名 張 市	4	計	268

## (4) 市郡別計量証明事業者数

(R6.3.31現在)

市郡名	事業区分別事業者数	事業区分内訳件数							
		質量	長さ	体積	濃度(大気)	濃度(水土壤)	特定濃度	音圧	振動
いなべ市	6	1			1	2		1	1
桑名市	6	6							
四日市市	38	25	1		3	5		2	2
鈴鹿市	12	6			2	2		1	1
亀山市	2	2							
津市	15	10			1	2		1	1
松阪市	20	11			2	3		2	2
伊勢市	4	4							
鳥羽市	0	0							
志摩市	2	2							
伊賀市	15	12			1	2			
名張市	4	4							
尾鷲市	0	0							
熊野市	0	0							
桑名郡	1	1							
員弁郡	4	4							
三重郡	9	5			1	1		1	1
多気郡	1	1							
度会郡	0	0							
北牟婁郡	0	0							
南牟婁郡	0	0							
計	139	94	1	0	11	17	0	8	8

(注) 登録は事業区分別および事業所別に行う。

(たとえ同一事業者であっても、事業区分別および事業所別に登録しなければならない。)

## 2 特定計量器の検定

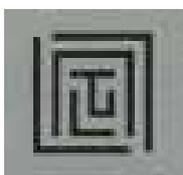
検定は、特定計量器の区分により、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び(一財)日本品質保証機構がそれぞれ実施していますが、当所の検定実績は次のとおりとなっています。

なお、取引又は証明に使用する特定計量器は、検定を受け、これに合格し検定証印が付されたもの、指定製造事業者が製造し基準適合証印が付されたもの、又は、検定証印等の有効期間を経過していないものでなければ使用することができません。

検定証印



基準適合証印



装置検査証印  
(タクシーメーター)



### (1) 主な特定計量器の有効期間

特定計量器の種類	有効期間	備考
タクシーメーター(装置検査)	1年	
ガスメーター	10年	総発熱量が1立方メートルにつき90メガジュール未満で使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの
	10年	総発熱量が1立方メートルにつき90メガジュール以上で使用最大流量が6立方メートル毎時以下のもの
	7年	上記以外のもの
水道メーター	8年	
燃料油メーター	7年	自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって給油取扱所に設置するもの
	5年	上記以外のもの
液化石油ガスメーター	4年	
ガラス電極式 水素イオン濃度計	6年	指示計
	2年	検出器
騒音計	5年	
振動レベル計	6年	

## (2) 検定実績推移

種 類	令 和 3 年 度				令 和 4 年 度				令 和 5 年 度			
	検定個数			内不 合格 数	検定個数			内不 合格 数	検定個数			内不 合格 数
	製造	修理	計		製造	修理	計		製造	修理	計	
タクシメーター ( 装 置 )	0	1,245	1,245	38	0	1,150	1,150	36	0	1,168	1,168	22
燃料油メーター	0	1,150	1,150	15	0	1,320	1,320	5	0	1,046	1,046	5
液化石油 ガスメーター	0	15	15	2	0	5	5	0	0	7	7	1
台手動はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指 示 は か り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 機 械 式 は か り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電 気 抵 抗 線 式 は か り	2	23	25	0	3	33	36	1	3	24	27	0
分 銅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お も り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アネロイド型 圧 力 計	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アネロイド型 血 圧 計	0	88	88	1	0	83	83	1	0	96	96	0
水道メーター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
抵 抗 体 温 計	3,000	0	3,000	0	1,995	0	1,995	0	2,000	0	2,000	0
計	3,002	2,523	5,525	56	1,998	2,591	4,589	43	2,003	2,341	4,344	28

### 3 基準器の検査

基準器とは、特定計量器の検定・検査に用いるもので、特定計量器の正確さを確保するために使用されています。なお、基準器検査は、基準器の区分により、独立行政法人産業技術総合研究所、都道府県知事又は、日本電気計器検定所が行っています。都道府県知事が行うものとして定められているものは下記のとおりです。

- ・ タクシーメーター装置検査用基準器
- ・ ひょう量が2トン以下の基準手動びん又は基準直示天びんの一部
- ・ ひょう量が5トン以下の基準台手動はかりの一部
- ・ 一級、二級、三級基準分銅
- ・ 基準ガスメーターの一部
- ・ 全量が1,000リットル未満の液体メーター用基準タンクであって水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの
- ・ 全量が25リットル以下の液体メーター用基準タンクであって燃料油メーターの検査に用いるもの

基準器検査実績

(単位:円)

種 類	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		令 和 5 年 度	
	個 数	手 数 料	個 数	手 数 料	個 数	手 数 料
一 級 基 準 分 銅	87	325,400	264	1,053,100	247	546,500
二 級 基 準 分 銅	646	470,460	779	563,780	829	550,620
三 級 基 準 分 銅	510	600,340	590	642,820	699	682,500
タクシーメーター 装置検査用基準器	1	13,600	5	13,600	1	13,600
基準台手動はかり	0	0	0	0	0	0
液体メーター用 基 準 タ ン ク	6	81,600	6	54,400	3	40,800
計	1,250	1,491,400	1,644	2,327,700	1,779	1,834,020

**F 1** 特級基準分銅の標識



基準器検査証印

**F 2** 一級基準分銅の標識

**M 1** 二級基準分銅の標識

**M 2** 三級基準分銅の標識

#### 4 特定計量器の定期検査

##### (1) 定期検査実績

特定計量器（はかり）を取引又は証明に使用する者は、その所在地を管轄する知事又は特定市町村（三重県内の場合は津市、四日市市）の長が実施する定期検査を受けなければなりません。

当検定所では、集合検査場所又ははかりの所在場所で定期検査を実施しています。

##### 定期検査実績

年度	受検戸数	受検器物数※	不合格数※	不合格率	実施市町数	
令和3年度	1,015	1,771	35	2.0%	7市	9町
令和4年度	956	1,719	44	2.6%	5市	6町
令和5年度	983	1,738	14	0.8%	7市	9町

※分銅、おもりは除く

##### (2) 定期検査に代わる計量士による検査

計量法第25条に基づき、定期検査に代わる計量士による検査（以下「代検査」という。）によって検査された定期検査対象計量器は、所定の手続により計量法第19条の定期検査の受検義務が免除されます。

##### 定期検査に代わる計量士による検査実績

(分銅・おもりは除く)

年度	代検査届出 計量士数	計量協会 実施分	検査戸数	小型はかり	中型はかり	大型はかり	計証はかり	計
				検査計量器数	検査計量器数	検査計量器数	検査計量器数	
令和3年度	71名	計量協会 実施分	検査戸数	1,287	47	57	21	1,412
			検査計量器数	2,809	58	64	27	2,958
		個人代検査分	検査戸数	293	42	81	13	429
			検査計量器数	2,061	177	109	13	2,360
		定期検査に代わる 計量士による検査合計	検査戸数合計	1,580	89	138	34	1,841
検査計量器数合計	4,870	235	173	40	5,318			
令和4年度	73名	計量協会 実施分	検査戸数	838	37	55	23	953
			検査計量器数	2,397	53	60	23	2,533
		個人代検査分	検査戸数	154	54	63	17	288
			検査計量器数	1,137	153	74	21	1,385
		定期検査に代わる 計量士による検査合計	検査戸数合計	992	91	118	40	1,241
検査計量器数合計	3,534	206	134	44	3,918			
令和5年度	74名	計量協会 実施分	検査戸数	1,314	46	53	25	1,438
			検査計量器数	3,010	59	59	30	3,158
		個人代検査分	検査戸数	234	44	76	12	366
			検査計量器数	1,621	110	83	12	1,826
		定期検査に代わる 計量士による検査合計	検査戸数合計	1,548	90	129	37	1,804
検査計量器数合計	4,631	169	142	42	4,984			

『小型はかり』とは、ひょう量が500kg未満のはかりをいう。

『中型はかり』とは、ひょう量が500kg～5,000kgまでのはかりをいう。

『大型はかり』とは、ひょう量が5,000kgを超えるはかりをいう。

『計証はかり』とは、計量証明事業用のはかりをいう。



定期検査済証印

(数字は検査年月を表しています)

令和5年度特定計量器定期検査成績書

市町名	検査受検		電気抵抗線式はかり		棒はかり		手動天びん		等比皿 手動はかり		不等比皿 手動はかり		台手動 はかり		ばね式指示 はかり		手動指示 併用はかり		その他 指示はかり		分銅		おもり		合計		金額	
	日数	戸数	個数	不合格	個数	不合格	個数	不合格	個数	不合格	個数	不合格	個数	不合格	個数	不合格	個数	不合格	個数	不合格	個数	不合格	個数	不合格	個数	不合格		
鳥羽市	8	160	104	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	201	3	1	0	0	0	5	0	17	0	331	3	275,720	
鳥羽市(所在)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
志摩市	6	152	118	1	2	0	0	0	0	0	3	1	11	0	147	0	1	0	0	0	0	0	73	0	355	2	287,630	
朝日町	1	17	18	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	9	0	2	0	0	0	0	0	17	0	49	2	38,370	
川越町	1	20	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	17	0	65	0	70,170	
菰野町	2	38	31	1	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	32	0	0	0	0	0	0	3	0	34	0	107	1	70,920
亀山市	2	33	25	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	0	15	0	0	0	0	0	0	0	34	0	79	0	52,740	
鈴鹿市	2	78	81	0	0	0	0	0	1	0	3	0	5	0	27	0	0	0	0	0	10	0	39	0	166	0	150,440	
いなべ市	4	72	50	1	0	0	0	0	0	0	4	0	8	0	62	0	1	0	0	0	0	0	55	0	180	1	121,350	
木曾岬町	1	6	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	9	0	32	1	30,490	
東員町	2	31	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	2	0	0	0	0	0	0	0	46	0	61,250	
桑名市	4	93	72	0	2	0	0	0	1	0	1	0	6	0	66	0	4	0	0	0	13	0	44	0	209	0	160,520	
伊勢市	4	132	101	2	0	0	0	0	2	0	4	0	4	0	89	0	1	0	0	0	29	0	34	0	264	2	215,780	
南伊勢町	2	37	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	41	1	0	0	0	0	0	0	10	0	110	1	119,250	
玉城町	1	20	26	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	10	0	0	0	0	0	5	0	10	0	54	0	52,100	
度会町	1	26	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	17	0	1	0	0	0	5	0	23	0	71	0	43,230	
大紀町	3	41	44	1	0	0	0	0	0	0	3	0	5	0	16	0	0	0	0	0	0	0	35	0	103	1	83,300	
その他		27	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	9	0	10	0	57	0	79,340	
合計	44	983	869	9	5	0	0	0	5	0	27	1	64	0	755	4	13	0	0	0	79	0	461	0	2,278	14	1,912,600	

※ 検査日数に脱検分(その他)及び集合検査日に行った所在場所検査は日数に含まず

## 5 計量証明用特定計量器の検査

計量証明事業に使用する特定計量器は、登録を受けた日から特定計量器ごとに政令で定める期間ごとに検査を受けなければならないと定められています。この特定計量器のうち質量計については、その大部分が大型はかり(トラックスケール)です。

なお、当該特定計量器の検査は平成3年度から民間計量士による代検査に移行しました。

計量士による検査実績(令和5年度)

区 分	計量証明 代検査届出 計量士数	検 査 戸 数	計 量 器		備 考
			種 類	検査個数	
一般計量証明	62	37	台手動はかり	1	 2023・12 計量証明検査済証印 (数字は検査年月を表す)
			電気抵抗線 式はかり	41	
			指示はかり	0	

## 6 立入検査

立入検査は、特定計量器の正確な使用と正量取引の励行を促し、県民の消費生活を守るための重要な行政で、次のとおり実施しました。

### (1) 量目立入検査

計量法第 148 条の規定に基づき、商品流通が活発になる中元・歳末時期を中心として小売店舗等の事業所に立ち入って商品量目の検査及び指導を行い、適正計量の推進を図っております。

なお、量目立入検査の結果は、三重県計量検定所ホームページ (<http://www.pref.mie.lg.jp/keiryo/hp/>) において情報提供を行っています。

実施時期	検査日数	実施場所
令和5年 6月、12月	6日間	鈴鹿市、松阪市、伊勢市、尾鷲市、熊野市、紀北町

年度 摘要 商品別	令和4年度						令和5年度					
	検査		不適正		検査		不適正		検査		不適正	
	戸数	戸数	戸数率	件数	件数	件数率	戸数	戸数	戸数率	件数	件数	件数率
正味量 表記商品			%			%			%			%
	15	5	33.3	750	23	3.1	15	5	33.3	755	9	1.2

(2) 特定計量器立入検査(質量計、燃料油メーター等)

県民生活に密接な関係がある燃料油メーター等について有効期限の確認、使用方法の適否等を監視し、適正な計量器の使用と正しい計量方法を指導しております。

年度 種類 摘要		令和4年度									
		立入 戸数	不適正		検査 件数	不適正		不適正件数内訳			
			戸数	戸数率 (%)		件数	件数率 (%)	未受検	水平 不良	その他	計
定期検査 の義務が あるもの	質量計	15	0	0.0	78	0	0.0	0	0	0	0
年度 種類 摘要		立入 戸数	不適正		検査 件数	不適正		不適正件数内訳			
			戸数	戸数率 (%)		件数	件数率 (%)	有効期 限切れ	使用状 況不良	その他	計
有効期限 があるもの	燃料油メーター	247	1	0.4	1,984	1	0.1	1	0	0	1
	水道メーター	4	2	50.0	124,118	7	0.0	7	0	0	7
	ガスメーター (石油ガス用)	10	0	0.0	39,836	0	0.0	0	0	0	0
	電気子メーター	5	2	40.0	21	6	28.6	6	0	0	6
	タクシメーター	10	0	0.0	19	0	0.0	0	0	0	0
年度 種類 摘要		令和5年度									
		立入 戸数	不適正		検査 件数	不適正		不適正件数内訳			
			戸数	戸数率 (%)		件数	件数率 (%)	未受検	水平 不良	その他	計
定期検査 の義務が あるもの	質量計	15	0	0.0	75	0	0.0	0	0	0	0
年度 種類 摘要		立入 戸数	不適正		検査 件数	不適正		不適正件数内訳			
			戸数	戸数率 (%)		件数	件数率 (%)	有効期 限切れ	使用状 況不良	その他	計
有効期限 があるもの	燃料油メーター	191	1	0.5	1,236	2	0.2	2	0	0	2
	水道メーター	4	1	25.0	84,605	30	0.035	30	0	0	30
	電気子メーター	4	3	75.0	26	14	53.8	14	0	0	14

### (3) 計量関係事業者立入検査

指定製造事業者、計量証明事業者、適正計量管理事業所に対して立入検査を実施し、適正な事業運営について指導しています。

#### ①指定製造事業者

年度	検査事業者数	検査日数	検査人員	不適正事業者数	
				設備	その他
令和4年度	1	1	3	0	0
令和5年度	1	1	4	0	0

#### ②一般計量証明事業者

年度	検査事業者数	検査日数	検査人員	不適正事業者数	
				設備	その他
令和4年度	6	4	12	3	4
令和5年度	3	1	2	0	1

#### ③環境計量証明事業者

年度	検査事業者数	検査日数	検査人員	不適正事業者数	
				設備	その他
令和4年度	3	2	6	1	2
令和5年度	3	2	5	0	0

#### ④適正計量管理事業所

年度	検査事業者数	検査日数	検査人員	不適正事業者数	
				設備	その他
令和4年度	6	5	12	1	2
令和5年度	5	3	7	0	0

## 7 適正計量管理事業所の指定

特定計量器を使用する事業所であって適正な計量管理を行うものについて、経済産業大臣(国の事業所)又は都道府県知事の指定を受けることができます。この指定を受けた事業所は、知事又は特定市等の市長(津市長・四日市市長)の行う定期検査が免除されます。なお県内の適正計量管理事業所数は次のとおりです。

(R6.3.31現在)

市 郡 別	事 業 所 数	市 郡 別	事 業 所 数
津 市	16	志 摩 市	2
四 日 市 市	38	伊 賀 市	5
伊 勢 市	4	桑 名 郡	0
松 阪 市	6	員 弁 郡	3
桑 名 市	7	三 重 郡	5
鈴 鹿 市	6	多 気 郡	1
名 張 市	2	度 会 郡	1
尾 鷲 市	1	北 牟 婁 郡	0
亀 山 市	1	南 牟 婁 郡	1
鳥 羽 市	1	知事指定 計	105
熊 野 市	1	旧大臣指定(郵便局)	451
いなべ市	4	合 計	556



適正計量管理事業所の標識

## 8 普及・指導

### (1) インターネットのホームページによるPR

平成28年4月から三重県庁ホームページのリニューアルに伴い、計量検定所のホームページのリニューアルを行い、PRを行っています。内容は次のとおりで、随時更新を行っています。

(計量検定所ホームページの目次)

#### <1>正しい計量

「はかる」ことについて、家庭で使われる計量器、疑問・質問にお答えします、計量記念日入選作品

#### <2>計量検定所の仕事

商品量目検査(商品量目検査結果)、燃料油メーター検定、タクシメーター装置検査、基準器検査、定期検査(定期検査日程表)、指定製造事業者、適正計量管理事業所、計量証明事業(一般・環境)、主任計量者試験、特定計量器製造・修理・販売事業者、計量士、代検査(定期検査に代わる計量士による検査)、業務概要

#### <3>各種手数料

#### <4>電子申請・届出(様式ダウンロード)

(参 考) 三重県庁の公式ホームページ(<http://www.pref.mie.lg.jp/>)

計量検定所オリジナルページ(<http://www.pref.mie.lg.jp/keiryu/hp/>)

### (2) 特定市

県内の特定市町村は、津市(昭和39年 4月 1日「特定市」指定(計量法))、四日市市(平成12年 8月30日「特例市」指定(地方自治法)、現在は「施行時特例市」)の2市です。

特定市では、管轄する所在地の特定計量器の定期検査や立入、指導等を行っています。

津 市 〒514-8611

津市西丸之内23番 1号

津市市民部 市民交流課

TEL 059-229-3252 FAX 059-227-8070

四日市市 〒510-8601

四日市市諏訪町 1番 5号

四日市市市民生活部 市民協働安全課 市民・消費生活相談室

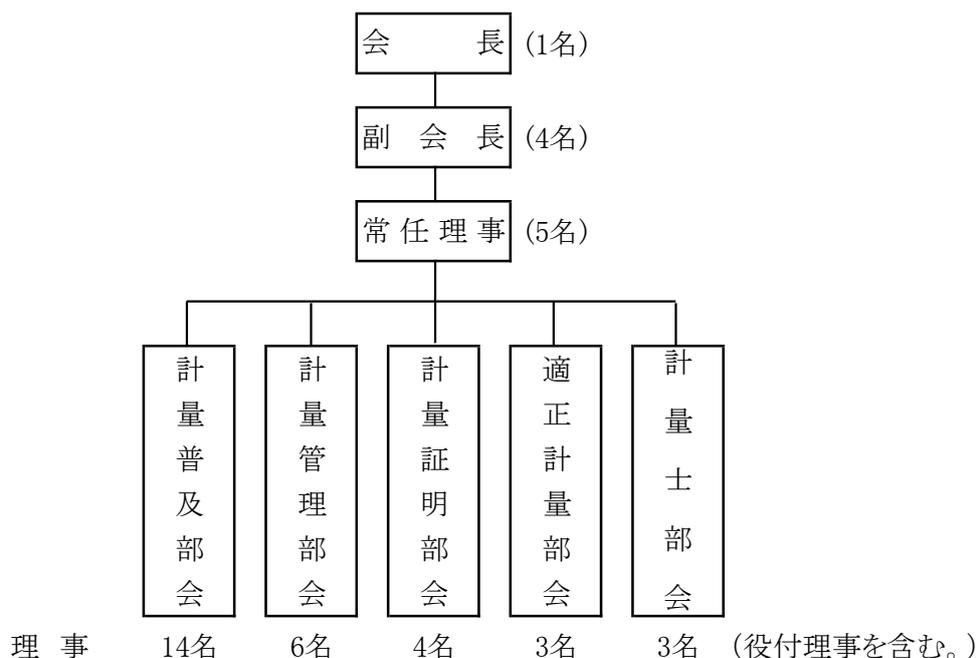
TEL 059-354-8147 FAX 059-354-8452

(3) 計量関係団体

三重県計量協会  
(H8.6.25設立)

会長 中島 元  
〒514-0003 津市桜橋3丁目446-34 三重県計量検定所内  
TEL・FAX 059-227-1180

三重県計量協会組織図(会員数 250名)  
(R6.3.31現在)



事業の概要

1. 計量思想普及 (1) 計量記念日事業(ポスター、書画作品募集)  
(2) ポスター、パンフレット等の作成  
(3) 試買検査・計量教室の開催  
(4) 家庭用計量器無料検査
2. 計量研修 (1) 計量管理講習会の開催  
(2) 計量証明主任者講習会の開催  
(3) 講演会の開催
3. 機関紙編集 「三重の計量」の編集発行
4. 計量指導推進 (1) 計量器使用事業所の指導  
(2) 量販店適正計量の指導  
(3) 計量器販売事業者の指導
5. 計量器検査 (1) 特定計量器代検査  
(2) 日本郵政グループ計量管理業務の受託